



広報

# ごよがわら

発行所  
五所川原市役所  
518号  
昭和57年5月1日  
印刷 (南西北印刷)

市の人口 男 25,694人  
53,132人 女 27,438人

世帯数 14,637

(昭和57年4月1日現在) 住民基本台帳から



## お年寄りを火災から守ろう

### 消防本部が巡回

「毎日が防火デーです、僕の家」  
市消防本部では、春の火災シーズンを迎えてガス会

社の検査員、東北電力会社と協力し四月十二日、独り暮らしの老人家庭を巡回し火災予防の査察を行いました。

一行は二班に分かれて、市内若葉の千田金男さん(十七歳)他二十四世帯を訪問、日頃お世話をしている

ホームヘルパーの方々に案内され火災の原因となるストーブ、ガス、電気器具をチェックし、独り暮らしで手が回らないことなどの事情を聞きながらちよつとしたことで忘れがちな点について細かい注意を与えていました。

# 七和、長橋地区の火災に備え

## 24時間態勢

## 東分駐所が完成

地域住民長年の要望であつた七和、長橋地区を出勤範囲とする五所川原消防署の東分駐所(田沢昭一所長)が完成し、四月十七日、寺田市長ら関係者四十人が出席し新築なつた同所で落成式が行われました。

四月五日から消防車一台、消防士八人が交代で常駐、二十四時間の消防態勢に入っています。

七和・長橋地区(約千五百世帯、六千四百人)は、市街地から距離的に離れ、万一火災が発生した場合国道の車の渋滞等で消防車の到着が遅れ、地元民から分所設置の声が出ていました。このため市では、昨年十二月末から原子T字路から百以南のコミュニティハウス原子入り口に一千六十五万円をかけ建設していたものです。

完成した分駐所は、二百六十六・六〇平方メートルの敷地に床面積百二十九・一八平方メートルの木造平家建てで、車庫のほか事務室、仮眠室、

浴室、ホース乾燥塔も完備しています。

消防車一台と、田沢所長以下八人が交代で常駐し、二十四時間の消防態勢を敷

いています。

落成式では寺田市長が、「火災や事故のない明るい地域づくりを進めてほしい」とあいさつ、日頃からの家



庭火災の予防を呼びかけていました。

分駐所所在地 五所川原市大字原子字山元四二二

分駐所電話 (☎29) 一一九番

### 困りごとは 市民相談室へ

市庁舎正面玄関から二階にのぼって左側に市民相談室を常時開設しています。

- ◇交通事故の問題
  - ◇人権に関する問題
  - ◇心配ごとの相談
  - ◇役所の仕事でわからないこと、離婚や扶養に関する家庭問題
- などに、次の専門家が当っております。

※毎週水曜日は社会福祉協議会相談員 二人

※毎週金曜日は五所川原人権擁護委員 一人

※毎週第二、四水曜日は県交通事故相談所員 一人

(場所 市民文化会館別館 二階)

## 商業を営む皆さん

六月一日現在で、全国いっせいに「商業統計調査」が行われます。

この調査は、

通商産業省が実施している統計法に基づく指定統計調査で、全国の商業(卸・小売業、飲食店)

を漏れなく調査するいわゆる「商業の国勢調査」とも

言われるものです。

この調査に

よって全国の商店を業種別、規模別などに区別し、商店の全国の分布状況とか、販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としております。

五月の下旬から調査員がお伺いしますので、お忙しいとは存じますが、ご協力下さるようお願いいたします。

皆さんにご記入いただいた調査票は、統計以外の目的に使われることは絶対にありませんので、安心して

お書き下さい。

## 「商業統計調査」にご協力を

調査は、次の四種類に区分されます。

〔甲調査〕 法人組織の商店(飲食店を除く)を対象とします。

〔乙調査〕 個人経営の商店(飲食店を除く)を対象とします。

〔丙調査〕 飲食店(バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホールを除く)を対象とします。

〔丙の二調査〕 飲食店のうちバー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホールを対象とします。

この調査についてご不明の点は、市総務課企画室(☎35) 2111番、

内線318(319番)へお問い合わせ下さい。



# 一般分譲住宅の購入者を募集

## 広田団地



青森県住宅供給公社では、昭和五十七年度に広田団地に建設する分譲住宅の購入者を募集します。今年度から「地域特別分譲住宅制度」ができました。

「地域特別分譲住宅制度」この制度を受けられますと、次のような特典があります。

(一)住宅金融公庫の割増融資が受けられます。

(二)青森県から公庫融資の残額に、年率1%の割合による利子補給を当初五年間受けられます。

この制度は「収入基準」があります。

■受付期間 五月六日(木)～五月十二日(水)

■受付場所 青森県住宅供給公社(☎〇一七七〇二一六二五番)画課へ

■お問合わせ 青森県住宅供給公社(☎〇一七七〇二一六二五番)画課へ

■引渡時期 今年十月頃

■お問合わせ 青森県住宅供給公社(☎〇一七七〇二一六二五番)画課へ

### 一般分譲住宅

募集戸数	面積		譲渡予定価格	住宅金融公庫予定額	自己負担金
	土地	建物			
19戸	287㎡～477㎡	85㎡	13,070～15,320千円	6,500千円	6,570～8,820千円

### 地域特別分譲住宅

募集戸数	面積		譲渡予定価額	住宅金融公庫予定額	自己負担金
	土地	建物			
11戸	263㎡～286㎡	85㎡	12,880～13,160千円	7,900～8,100千円	4,980～5,060千円

## 自衛官二等陸・海・空士 募集案内



■受付期間 年間を通じて行っています。

■応募資格 日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上二十五歳未満の男子

■試験期日及び試験場 受付時にお知らせします。

■試験科目 ①筆記試験(国語、数学、社会及び作文) ②口述試験 ③身体検査 ④適正検査

■志願書類の提出先・お問合わせ 自衛隊青森地方連絡部五所川原募集事務所(☎〇二二〇三五番)

## 行政に関する苦情は 行政相談委員へ

行政管理庁では、当市民の行政に関する苦情等の相談に応じ、その解決を手助けするため、次の方を「行政相談委員」に委嘱しております。

五所川原市大字姥蓮字桜木

行政相談委員 坂本甚作 (☎〇三〇四八番)

五所川原市字柳町八

行政相談委員 成田栄一 (☎〇三〇二八番)

相談は、無料で口頭、電話、手紙のいずれの方法で

もよく、相談を受けた行政相談委員は、秘密を守り親身にお世話することになっています。

相談の内容は、役所の仕事に関するものであれば何でもよく、例えば、恩給、年金、登記、国税、保険、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、交通、公営住宅、河川、公害、その他一般許認可、国鉄、電々、専売、公団、公庫、事業団等のことが対象になります。



## 野鳥の森が開村

### 自然観察会を開催

自然に恵まれた野鳥と野草の宝庫、飯詰・味噌ヶ沢にある「野鳥の村(家)」が五月九日開村します。

開村を記念し、市民自然観察会が開かれます。ふるってご参加下さい。

□とき 五月九日(日)

午前六時三十分から野鳥観察会、午前十時から野草観察会

□ところ 飯詰・味噌ヶ沢(野鳥の村(家))

□講師 日本野鳥の会会

員、津軽植物の会会員

□会費 無料。ただし、バス利用の方は、バス代をいただきます。

□お申込み・お問合わせ 五月六日(木)まで、市教

### 計量器(はかり)の検査を受けて下さい

昭和五十七年度の計量器(はかり)の検査は、南小学区が五月十九日、二十日、市民文化会館で、五小学区

育委員会・社会教育課(☎☎二二二一番・内線二五〇番) 詳しくは、当課へお問い合わせ下さい。

## 「ごみ」を考えよう



五所川原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について(続)  
(報告の徴収等)

第一六条 市長は廃棄物の適正な処理を確保するため、必要があると認めるときは、土地もしくは、建物の占有者、または事業者に対し、当該廃棄物の処理に關し必要な報告を求め、または指示するものとする。

別表第一(第一〇条関係)  
1 一般家庭から一時的に排出される量が、一〇キログラム未満の一般廃棄物で、

種別	取扱単位	手数料
一般廃棄物(犬、猫、ねこの死体除く)	最大積載量〇・五トンの以下	三五〇円
ねこの死体	トンの以下	三五〇円
犬、猫の死体	個	四〇〇円

不燃のものは無料とする。  
2 一般家庭から一時的に排出される量が、一〇キログラム以上の一般廃棄物で不燃のものは次の表に定める額とする。

取扱単位	手数料の額
最大積載量〇・五トン以下の車輛一台	三五〇円
最大積載量〇・五トンを超える車輛一台	車輛の積載量〇・五トンをとに三五〇円を加算して得た額

附則  
この条例は、昭和五十七年六月一日から施行する。整然と収集場所へ、ルールをきちんと守って。燃えるゴミと、燃えないゴミをあらかじめはつきり区別してポリ袋に入れておき、出すときは口をしつかり、しばること。

燃えるゴミと、燃えないゴミの持ち出し日と時間を「清掃ごよみ」で確かめてから出すこと。  
交通の邪魔にならないよう収集場所ではゴミをきちんと整理し、積み重さねて置くこと。  
ポリ容器は壊れやすく、収集後風に飛ばされたりするので使用しないこと。  
ドラム缶、タイヤ、プロパンガスボンベ、畳、大型電化製品、タンス、ソファなどの大型ゴミや引越しなどによる多量のゴミは収集しません。

私たちは、毎日の生活のなかで、いろいろな文書を作成したり受け取ったりしますが、このなかには印紙税のかかる文書には、契約書、領収書、借用証書、手形、商品券、委任状などいろいろな種類があります。また、印紙税は、最低が二百円で、預金証書や委任状のように一冊または一通ごとに定額のもの、不動産の売買契約書や領収書などのようにその文書に記載されている金額によって税額が異なるものがあります。印紙税は、文書を作成した人が定められた額の収入印紙をはり、消印して納めますが、収入印紙をはる必要がある文書に①収入印紙をはらなかつたときや、②納めるべき印紙税額より少なくはつたときは、不足している印紙税の二倍に相当する額(最低額千円)の過怠税がかかります。また、消印をしなかつたときも印紙税額と同額(最低額千円)の過怠税がかかります。なお、お分かりにならない点は五所川原税務署におたずね下さい。

### 領収書や契約書と印紙税

# 事故は起しません

## 青年会議所が宣言

五所川原青年会議所の代表が、四月五日、市交通安全対策本部長の寺田市長を訪れ交通安全宣言書を



手渡しました。  
現在、依然としてふえ続けている交通事故を防止するため、自らが姿勢を正し、運転者の模範となるように努力しようと、中山捷

### 街頭献血のご案内

#### あなたも献血手帳を

移動採血車「青い鳥号」が次の日程で街頭献血を行います。  
みなさんの協力をお願いします。

□とき・ところ

○五月十二日(水)

○午前十時から正午まで

敷島分院前

○当日午後一時から四時

まで、広田、木村石油店前

○五月十七日(月)

利理事長を代表とする会員七十六人が、暴走、飲酒運転等の四項目をあけて事故防止活動の「輪」をより一層広げようと誓いあつて交通事故のない、明るく、住みよいまちにしようと立ちあがり、今回の宣言となりました。

## 乳幼児の健康診査

乳幼児の健康診査と健康相談を次の日程で行います。該当する赤ちゃんには、受診させるようにして下さい。

■受付時間 午後12時45分から1時45分まで

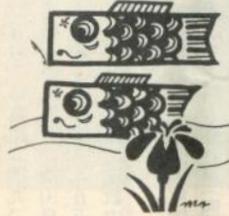
■持参するもの 母子健康手帳、パスタオル

現在病気治療中か他の医療機関で健康診査を受けている乳幼児はご遠慮下さい。

1歳6カ月児に限り歯科衛生指導も行います。

月 齢	対 象	と き	と ころ
3 カ月 児	昭和57年1月 生まれの乳児	5月11日	旧中央公民館
6 カ月 児	昭和56年10月 生まれの乳児	5月18日	
1歳6カ月児	昭和55年11月 生まれの乳児	5月25日	

五月は次の日程で開設  
します。  
ご利用  
下さい。  
交通安全巡回相談所  
館別館  
青森県  
交通安全相談所  
五所川原市・市民相談  
室  
二十六日(水)  
五月十二日(水)  
午前十時から午後二時



5月5日 こどもの日

## 児童手当特例措置について

児童手当に関する法律が改正され、昭和57年6月から昭和60年5月までの間特例措置として、児童手当の所得制限により、児童手当が支給されない被用者であつて、政令で定める一定の所得未満のものに対し第3子以降の児童1人につき月額5千円を支給します。

### ★請求手続き

特例給付の請求手続きは、昭和57年5月1日から受け付けします。

請求時、提出する書類は、勤務先の被用者の年金の加入証明書、またはその年金手帳の写し等、その方が被用者であることを明らかにする書類を添付すること。

### ★持参するもの

保険証・印鑑。なお、給付に必要な銀行等の口座番号等をお知らせ頂きます。

詳しくは、市福祉事務所児童係 (☎32111番、内線243番)へおたずね下さい。

### 財産区議会議員当選者

財産区議会議員の一般選挙が四月十一日行われ、次の方々が当選しました。

〔野里財産区(定数六)〕

土岐作造(五八)、小笠原

由吉(五五)、石岡力(四九)

石岡久友(五一)、小田桐利

佐雄(五四)、須藤徳一(六

四)

〔神山財産区(定数六、

無投票)〕

乳井武雄(四五)、松野繁

春(五〇)、加納喜一郎(五

四、進藤俊宣(四二)、高橋  
義雄(五七)、土岐春信(四

四)

〔松野木財産区(定数六、

無投票)〕

成田勇(六四)、中川定雄

(五六)、仙庭祐(四九)、長

尾精一郎(五五)、間山良美

(三五)、横島誠一(五五)

〔戸沢財産区(定数六、

無投票)〕

斎藤和雄(五四)、片岡重

義(五三)、斎藤竹雄(四四)

間山政廣(五二)、斎藤兼一

(六二)、長内徳家(五八)

### 北部土改区総代当選者

五所川原北部土地改良区

の総代選挙が四月十八日行

われ、次の方々が当選しま

した。

宮本嘉四郎(四七)、下

平井町、木村清(六六)、姥

范、三橋兼蔵(五一)、湊、

提出期限は五月二十日

### 現況届を忘れずに

五月は、換出年金(国民年金)の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金を受けている人が「現況届」を提出する時期です。

この「現況届」は、あなたや家族の状態などに変わりがなければ確認し、引き続き年金が受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。

もし提出しなかったり、遅れたりしますと、年金の支給が止まったり、遅れたりしますから必ず期日(五月二十日)までに、市社会課・国民年金係に提出して下さい。

五月十日頃までに、あなたの住所宛にお手紙を差し上げますから、それに基づいて書類のご用意をお願いします。

木村祐治(五四)、下平井町、坂本兼作(鶴田町)、村馬祐太郎(四八)、鶴田町、岩淵政則(五五)、姥范、木村昭三(五四)、元町、和田惣一(五〇)、長橋字橋元、岩谷勝義(四八)、錦町、薛田鉄男(五六)、元町、成田藤男(四八)、鶴田町、木村健一(四三)、鎌谷町)

〔第二選挙区(定数八)〕

館山伊八郎(五八)、長橋

字広野、松本隆(五五)、新

宮、外崎亘(四二)、長橋字

広野、館山栄(四九)、長橋

字広野、渋谷松四郎(六二)、

田川、奈良岡陸奥男(五一、

種井、奈良孝男(四一)、田

川、小笠原俊正(五七、田

川)

〔第三選挙区(定数二十

二、無投票)〕

高橋恒(五六)、藻川、渡

辺武雄(五〇)、藻川、竹谷

誠之助(四七)、藻川、竹谷

博英(三八)、藻川、川浪武

美(四三)、藻川、一戸誠一

(五〇)、藻川、三浦利次郎

(七二)、高瀬、木村柱右エ

門(五二)、高瀬、川浪茂浩

(三八)、藻川、小笠原俊昭

(五一)、鶴ヶ岡、川浪祐次

(四二)、藻川、開米由夫(五

二、鶴ヶ岡、小野寿一郎(四

七、鶴ヶ岡、一戸兼四郎(四

四、高瀬、一戸一(四六、

川)

### 勤めをやめたら国民年金へ

六十歳前に会社や役所などを退職した人は、その翌日から国民年金に加入しなければなりません。

もし、奥さんがまだ国民年金に加入していないければ、

提出する書類は年金証書、住民票の抄本、印鑑等ですが、母子年金、準母子年金の人は住民票の謄本を、障害年金の有期の方はこれらのほかに診断書、レントゲン写真のほか、病状によつては心電図、断層写真等の書類をご持参のうえ、国民年金係へ提出して下さい。

詳しいことは、市社会課・国民年金係へお問い合わせ下さい。

ご一語に手続きをして下さい。

それには、ご主人が印鑑と年金手帳(または、年金の被保険者証)を持って、市社会課・国民年金係へ出

向けば、簡単に手続きが出来ます。

こうすると、今まで加入していた年金と国民年金の加入期間とがつながり、より多い老齢年金が受けられます。

もし、この手続きを怠ると、年金を受ける資格期間を満たしていない人の場合は、掛けた保険料が掛け捨てになって、一生後悔することになります。

老後の生活設計を大切にするために、ぜひ、この国民年金に加入しましょう。

### 「消費生活苦情相談所」を開設

お気軽にご利用を  
□とき 毎月第1、第3水曜日午後1時から4時まで  
□ところ 本町「中三」デパート

□相談内容 消費者が購入した商品に欠陥がみられたり、契約時の商品と異なったりした場合等の苦情、処理にあたります。

藻川、工藤賢吉(五一)、藻川、佐藤浪三郎(五七、藻川)、高橋謙治(五三、藻川)、小笠原瑞洋(三八、鶴ヶ岡、渡辺福蔵(四四)、鶴ヶ岡、長尾幸雄(五四)、鶴ヶ岡、渋谷則夫(五七、高瀬)

# 農業者年金のおしらせ

農業者年金制度の年金給付は、経営移譲年金と農業者老齢年金の2本立てに仕組みられています。農業者老齢年金は、経営移譲年金とは異なり、経営移譲をするしないにかかわらず65歳から支給される年金です。

## 1. 農業者老齢年金を受けるには

次の要件のいずれかに該当する人が受給できます。

- ① 経営移譲年金の受給権者
- ② 保険料納付済期間等が20年以上あり、かつ、60歳に達した日の前日において、農業者年金の加入者

ここで注意すべき点は、次のとおりです。

- 経営移譲年金の受給権者には、支給停止中の方や支給差止中の方も含まれます。
- 「20年以上」とありますが、当面高齢者には短縮措置が取られています。
- 「60歳に達した日の前日」とは、60歳の誕生日の前日のそのまた前日をさしています。
- 出稼ぎ等に出ている間に60歳に達してしまった場合であれば、次の点を満たさなければなりません。

- 短期被用者年金期間中に60歳に達した場合
- ① 出稼ぎ先等を退職した翌日（被用者年金の被保険者資格を喪失した日）のある月の前月から数えて、過去1年間において、農業者年金の被保険者期間が4ヵ月以上であること。
  - ② 60歳に達した日の前日において、農業経営主、農業生産法人構成員、あるいは後継者加入者の資格を持っていること。

## 2. 農業者老齢年金はいくつから受けられるか

農業者老齢年金の受給権は、65歳になったときに発生しますので、前述の要件に該当している人は65歳の誕生日を迎えたらすみやかに裁定請求書を農協、農業委員会を通じて基金に提出して、年金を受ける権利があるかどうかについて裁定を受けて下さい。裁定請求書は、農協の窓口にあります。

## 3. いくらもらえるのか

農業者老齢年金の給付額は、次の式で求めます。

$$995円 \times 保険料を納めた期間の月数 - 年金額(年額)$$

※その他にも細かいことがきめられています。くわしいことは農業委員会や農協にお問い合わせ下さい。

## 新しい水道料金

# 五月使用水量から徴収

### □新料金の徴収は

市の水道料金が改定されましたが、新しい料金は五月にメーターの検針をしたとき、使用水量の料金から徴収することになります。

### □旧料金の精算は

冬の間積雪などのためメーターを検針することができませんでした。この間の料金は、例年のとおり使

用水量を見積って料金を算定しています。このため四月に入ってから検針をしたところ実際に使った水量の料金よりも多く納めている

ご家庭がありましたので、納め過ぎた料金は近いうちにお返しいたします。

### □水道料金速算表の訂正

さきに、毎戸へ配布しました水道料金速算表に誤り

がありましたので、次のように訂正しお詫びいたします。

メーター口径一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

### □メーターの検針にご協力

検針を能率よくするため、次のような点でご協力をお願いします。

- ※メーターボックスの上を物をおかないで。
- ※犬は、出入り口やメーターボックスから離して下さい。
- ※家の増・改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、屋外の検針しやすい場所へ移して下さい。
- ※メーターボックスの中はときどき掃除をして清潔にしておきましょう。

## くらしと趣味の教室

### 手芸教室生徒募集の案内

市勤労青少年ホームでは、手芸教室の生徒を募集しています。

- 受講資格 ①市内に住所、または勤務先を有する勤労青少年 ②満15歳以上、30歳までの方
- 受講料 無料（ただし、材料費は本人負担）
- 開講日 毎週月曜日（回数は8回）
- 人員 15人
- 申込み先 市勤労青少年ホーム（☎343602番）
- 締切り 5月29日
- 開講式 6月1日午後6時30分（当日、教室の日程表を配布します。）
- 受講時間 午後6時30分から8時30分まで
- 受講内容 ペロアクレープ、リボン、ビーズ、籐

## 「みんなの教室」受講生を募集

五所川原市中央公民館では、昭和五十七年度「みんなの教室」の受講生を募集しております。

ふるってご参加下さい。

□対象者 市内に居住する方。特に初心者歓迎。

□参加費 無料（材料費は個人負担）

□教室の種類 生花（遠州流、小原流、作法、料理、茶道（裏千家、洋裁、民謡、着付、軽スポーツ、ちぎり

絵、ろうけつ染め、日本舞踊、コーヒーの入れ方等希

望して下さい。

□申し込み期間 五月一日～五月十五日まで

□申し込み方法 はがきに希望する教室名、申込者氏名（団体の場合は代表者名も）、住所、電話番号を明記して下さい。

□申込み先及びお問合わせ 五所川原市字鎌谷町一七番地七号

五所川原市中央公民館

「みんなの教室」係（☎356056〜6058）

# 安全運転で楽しい行楽を

## 行楽期の交通事故防止



。目には青葉山ほととぎす初がつお

五月は、鮮やかな新緑に誘われて、マイカーを利用したドライブの機会が多くなる季節です。それだけに、一年のうちでも、この時期は交通事故が多く発生する傾向にあります。

新緑の行楽期を安全に楽しく過ごすために、ドライバーの方々にぜひ励行していただきたい事項をまとめました。

### ドライバーとしての責任を自覚し 思いやりのある運転を

気心の知れた家族や仲間とのドライブは、ややもすると気持ちが緩みがちになります。ドライバーの方は、自分を含めて同乗者など多くの生命を預けていることを強く自覚したいものです。

「無理をしない」、「他人に迷惑をかけない」という、思いやりのある交通マナーを心掛けた運転を。

### 安全なドライブをするために必ず守ろう

ドライブに当たっては、ぜひ、次の基本的な事項を守りましょう。

①シート・ベルトの着用を「シート・ベルトなんか……」

とつい思いがちですが、シートの着用が事故による被害を、防止・軽減するのに、

転を励行しましょう。

### 余裕をもつたスケジュールを



行き当たりばつたりのドライブや旅行は危険がいっぱいです。目的地までの距離、道路状況、

交通事情をあらかじめ検討し、休憩時間もスケジュールに組み込むなど、時間的に無理のない

プランを立てましょう。また、長距離ドライブをする前日は、特に酒をひかえ、十分な睡眠をとって、万全な体調づくりを!

### クルマの点検整備は念入りに

出発の前には、各部の点検を念入りに行い、車の機能をベスト・コンディションにしておきましょう。

特に、高速道路を利用するときには、ブレーキ、ハンドルのが



たつき、エンジンオイル、冷却水、ファンベルトの張り具合、タイヤの空気圧など、細かく点検しましょう。

### ⑤車間距離は十分に

ドライバーが危険を感じてブレーキを踏んでも、クルマは急に止まりません。車が進むまでには、ブレーキを踏んでから実際に効き始めるまでの距離(空走距離)と、ブレーキが効き始めてから止まるまでの距離(制動距離)とを合わせた「停止距離」を必要とします。

③制限速度を守り、スピードは控え目に  
路線や区間ごとに、道路や交通の事情に応じた制限速度を守り、スピードを控え目にして、安全運転に徹しましょう。

同乗者の方も、ドライバーに無謀なスピードを出すよう勧めたり、あおったりしないようにしましょう。

### ④休息は十分に

長時間運転の場合は、できるだけ交代して運転するか、交代する人がいないときは、休息を十分にとりましょう。

特に、高速道路では、パーキングエリアなどで休息をとるようにしましょう。

この停止距離は、速度が増せば増すほど長くなりますので、高速道路などでは、特に十分な車間距離をとる必要があります。ドライバーは、車の速度、天候、路面やタイヤの状態、疲労の程度などを考え、常に十分な車間距離をとるようにしましょう。

広報紙の早期配布にご協力下さい